

令和7年度
杉並区立学校給食用物資納入
事業者登録制度にかかる申請手続き

令和6年12月

杉並区教育委員会事務局学務課

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 登録制度の概要 | 1 |
| 1.1 登録制度の概要と注意事項 | 1 |
| 1.2 登録の申請から登録後の流れについて | 1 |
| 1.3 登録要件 | 2 |
| 1.4 給食物資の納入・規格基準 | 2 |
| 1.5 登録有効期間 | 3 |
| 2. 申請・更新手続き | 3 |
| 2.1 申請書類（更新の申請も含む） | 3 |
| 2.2 申請方法及び申請受付期間 | 4 |
| 2.3 申請受付期間 | 4 |
| 3. 申請書記入時の留意点 | 4 |
| 3.1 取扱食材区分について | 4 |
| 3.2 配送可能地域について | 5 |
| 4. 登録後の手続きについて | 6 |
| 4.1 登録後の物資供給契約について | 6 |
| 4.2 登録後の契約締結～発注予定学校の情報提供の流れについて | 6 |
| 4.3 契約後の納入物資代金の請求について | 6 |
| 4.4 登録の変更 | 6 |
| 4.5 登録の更新 | 6 |
| 4.6 登録の取消（事業者から申し出る場合） | 7 |
| 4.7 登録の取消（区が通知を出す場合） | 7 |
| 5. その他 | 7 |
| 5.1 各種検査時に陽性となった場合の対応 | 7 |
| 5.2 担当・問い合わせ先 | 7 |

1. 登録制度の概要

1.1 登録制度の概要と注意事項

本登録制度は、学校給食の安全安心な提供を行うため、学校給食用物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、学校給食用物資の納入事業者を登録する制度です。

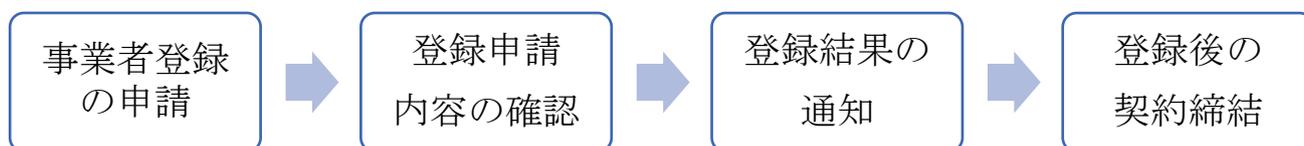
令和7年度以降に杉並区立学校へ給食用物資の納入を希望する事業者は、「杉並区学校給食用物資納入事業者」への登録が必要となります。

なお、本登録及び登録後の契約をもって、学校からの給食用物資発注を確約するものではありません。

※本登録制度の対象範囲は杉並区立学校のみです。区立保育園、子ども園は対象外です。

1.2 登録の申請から登録後の流れについて

本要領の登録制度における申請から登録、契約までの流れは下図のとおりです。



(1) 登録の申請

登録を希望する方は、登録要件等をご確認の上、「杉並区立学校給食用物資納入事業者登録申請書（第1号様式）」（以下「申請書という。」）及び必要に応じて添付書類を杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）宛てに提出してください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者宛てに連絡いたします。提出書類の修正や追加提出を求める場合があります。

(2) 登録内容の確認

教育委員会において、申請書の記載内容及び添付書類から、学校給食用物資納入事業者に適した要件を満たしていることを確認します。

(3) 登録結果の通知

申請内容の確認の結果について、教育委員会から事業者宛てに「杉並区立学校給食用物資納入事業者登録結果通知書（第2号様式）」にて通知します。

(4) 登録後の契約

登録事業者と区との間で学校給食用物資供給契約を締結します。

※詳細は「4.1 登録後の物資供給契約について」を参照。

1.3 登録要件

以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識していること。
- ② 食品に関する法令等を遵守していること。
- ③ 品質管理が確実に行われ、食品の安全と衛生管理に取り組んでいること。
- ④ 仕入れ、製造（加工）及び保管能力があり、学校給食の実施に必要な量を確実に供給できること。
- ⑤ 学校が指定した方法、日時及び場所に納入できる配送能力を有しており、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- ⑥ 納入物資が規格に反し、又は所定の品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないよう最善の対応ができること。
- ⑦ 従業員の衛生・健康管理が十分に行われており、衛生検査等に係る報告書の提出、随時の立ち入り検査等に、速やかに応じることができること。

1.4 給食物資の納入・規格基準

給食用物資納入に際して、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- ① 出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- ② 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- ③ 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- ④ 確実に検収を受けてください。
- ⑤ 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じてください。
- ⑥ 生鮮食品は原則、使用当日に納入してください。
- ⑦ 納入する食材は可能な限り国産としてください。また、生鮮食品については産地を表示してください。
- ⑧ 加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- ⑨ 着色料などの不必要な食品添加物や、遺伝子組み換え作物を使用している食品は納入しないでください。遺伝子組換え表示の対象食品については、「【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品 -義務表示の対象となる食品-」のとおりです。
- ⑩ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）を含むおそれのある食品や、これらの化学物質を含む資材を使用した包装容器を使用しないでください。
- ⑪ 「ゲノム編集食品」と表示されたものは使用しないでください。

【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農作物及びその加工食品（義務表示の対象となる食品）

○農作物 9作物

- ①大豆(枝豆、大豆もやしを含む) ②とうもろこし ③ばれいしょ
④なたね ⑤綿実 ⑥アルファルファ ⑦てん菜 ⑧パパイヤ ⑨からしな

○加工食品 33食品群

- ①豆腐・油揚げ類 ②凍豆腐、おから及びゆば ③納豆 ④豆乳類 ⑤みそ
⑥大豆煮豆 ⑦大豆缶詰及び大豆瓶詰 ⑧きなこ ⑨大豆いり豆
⑩ ①～⑨を主な原材料とするもの ⑪大豆(調理用)を主な原材料とするもの
⑫大豆粉を主な原材料とするもの ⑬大豆たんぱくを主な原材料とするもの
⑭枝豆を主な原材料とするもの ⑮大豆もやしを主な原材料とするもの
⑯コーンスナック菓子 ⑰コーンスターチ ⑱ポップコーン
⑲冷凍とうもろこし ⑳とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
㉑コーンフラワーを主な原材料とするもの
㉒コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)
㉓とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの
㉔ ⑯～㉑を主な原材料とするもの ㉕ポテトスナック菓子
㉖乾燥ばれいしょ ㉗冷凍ばれいしょ
㉘ばれいしょでん粉 ㉙ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの
㉚ ㉕～㉘を主な原材料とするもの
㉛アルファルファを主な原材料とするもの
㉜てん菜(調理用)を主な原材料とするもの ㉝パパイヤを主な原材料とするもの

※加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの)について表示が義務づけられています。

1.5 登録有効期間

登録有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

なお、登録有効期間の途中で登録申請(随時申請)した場合、登録完了日から令和9年3月31日までが登録有効期間となります。

2. 申請・更新手続き

2.1 申請書類(更新の申請も含む)

| 書類名 | 内容 |
|------------|--|
| 申請書(第1号様式) | 杉並区立学校給食用物資納入事業者登録申請書 |
| 営業許可書の写し | 杉並区立学校に給食用物資を納入する食材に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。 |

※学校給食用物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主な業種は以下のとおりです。

- ・食肉販売業
- ・魚介類販売業
- ・豆腐製造業
- ・麺類製造業

・水産製品製造業 ・食肉製品製造業 など

2.2 申請方法

窓口、郵送もしくは電子申請にて提出をしてください。

| 申請方法 | 受付時間 | 受付場所 |
|---------|---|---|
| 窓口の場合 | 平日 午前8時30分～午後5時00分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) | 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区教育委員会事務局 学務課保健給食係 (東棟6階) |
| 郵送の場合 | | |
| 電子申請の場合 | | |

事業者登録における電子申請のURL及び二次元バーコードは以下のとおりです。

URL : <https://logoform.jp/form/Y4gR/598297>

二次元バーコード :



2.3 申請受付期間

令和7年1月31日(金)まで

※4月1日以降にも登録申請を行うことができます(随時申請)。なお、随時申請の場合、申請の受付から登録まで約1か月程度を要しますので、予めご了承ください。

3. 申請書記入時の留意点

3.1 取扱食材区分について

登録申請に際し、以下の取扱食材区分を選択してください(複数選択可)。

| 取扱食材区分 | 代表的な商品例 |
|--------------------|--|
| 1 野菜・果実 | 野菜、果実、芋類、木の実、きのこ など |
| 2 肉 | 精肉、肉製品(ハム、ソーセージなど) など |
| 3 卵 | — |
| 4 魚介 | 魚、たこ、いか、えび、貝類、生海藻類 など |
| 5 米穀類 | 米、麦、雑穀、小麦粉、穀粉、でん粉 など |
| 6 パン | — |
| 7 麺 | 生中華麺、蒸し中華麺 |
| 8 豆腐・かまぼこ 等加工食品 | 豆腐、納豆、水産練製品、かまぼこ、ちくわ、こんにやく、漬物 など |
| 9 乾物 | 乾麺、乾燥豆類、かつお節、乾燥魚介、干し海藻、寒天、干びょう、麩、こ うや豆腐、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干しのり、梅干し、くん製品 など |

| | |
|--------|--|
| 10 その他 | 小麦製品（餃子の皮など）、乳製品（バター、チーズ、ヨーグルトなど）、砂糖、塩、食酢、缶詰・瓶詰食品、練乳、はちみつ、食用油、酒類、ジュース、豆乳飲料、茶類（葉・粉など）など |
|--------|--|

※原則として、飲用牛乳については、公益財団法人東京都学校給食会から供給を受ける為、本登録制度の取扱食材から除きます。

※取扱食材区分の規格基準等は、「1.4 給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

3.2 配送可能地域について

登録申請に際し、以下の配送地域区分から配送可能地域を選択してください。なお、複数地域の選択や特定校のみの選択も可能です。

| 配送地域区分 | | 配送エリアにある学校等 | | 校数 |
|--------|---------|---------------------------------------|------------------------|----|
| | | 小学校 | 中学校 | |
| 1 | 区内全域 | — | | 64 |
| 2 | 井草地域 | 桃井第五小、四宮小、八成小、三谷小 | 中瀬中、井草中 | 6 |
| 3 | 西荻地域 | 桃井第三小、桃井第四小、井荻小、高井戸第四小、松庵小 | 荻窪中 | 6 |
| 4 | 荻窪地域 | 西田小、桃井第一小、桃井第二小、荻窪小、沓掛小、天沼小 | 松溪中、天沼中、井荻中、神明中、宮前中 | 11 |
| 5 | 阿佐谷地域 | 杉並第一小、杉並第二小、杉並第七小、杉並第九小、東田小、浜田山小、松ノ木小 | 杉森中、阿佐ヶ谷中、東田中、東原中、松ノ木中 | 12 |
| 6 | 高円寺地域 | 杉並第三小、杉並第六小、杉並第十小、馬橋小、堀之内小、和田小、高円寺小 | 高円寺中、高南中、和田中 | 10 |
| 7 | 高井戸地域 | 高井戸小、高井戸第二小、高井戸第三小、富士見丘小、高井戸東小、久我山小 | 富士見丘中、高井戸中、西宮中 | 9 |
| 8 | 方南・和泉地域 | 大宮小、方南小、済美小、永福小、新泉和泉小 | 向陽中、大宮中、泉南中、和泉中、済美養護学校 | 10 |
| 9 | 特定校のみ | 特定の学校のみ配送が可能 (配送可能学校名を記入してください) | | |

※小中一貫教育校（高円寺学園、杉並和泉学園）は小学校及び中学校に分けて記載しています。

高円寺学園：小学校は高円寺小、中学校は高円寺中と記載

杉並和泉学園：小学校は新泉和泉小、中学校は和泉中と記載

4. 登録後の手続きについて

4.1 登録後の物資供給契約について

登録後は「学校給食用物資供給契約」を締結します。本契約は区と事業者間での学校給食用食材の発注、食材の規格、衛生管理、納品、検査等を記載した基本契約であり、年度毎に契約を締結します。

本契約締結後、学校から発注を受けて納品を行っていただきます。

なお、本契約の締結をもって、定期的な物資納入を確約するものではありません。

また、区内中小事業者の振興を図るため、原則として区内中小事業者への発注を優先いたしますので、あらかじめご了承ください。

4.2 登録後の契約締結～発注予定学校の情報提供の流れについて

事業者の登録完了後、登録事業者に対して区から事業者宛てに契約関係書類を送付します。同封された案内通知に従って記入・押印のうえ、区に提出してください。

4.3 契約後の納入物資代金の請求について

① 新規で契約締結する事業者は、指定する期限までに「支払金口座振替依頼書」を提出してください。依頼書は契約関係書類に同封いたします。

※更新申請で口座振込先に変更がない場合は、「支払金口座振替依頼書」の提出は不要です。

② 請求にあたっては、区の指定様式を使用してください。

請求の記載方法については、契約関係書類の送付とともにご案内いたします。

③ 物資納入代金については、「支払金口座振替依頼書」に記載の口座へ、月単位で区から振り込みいたします。

4.4 登録の変更

登録後、登録内容の変更が生じた場合は、「杉並区立学校給食用物資納入事業者登録変更申請書（第3号様式）」を教育委員会に提出してください。登録口座情報に変更がある場合は、「支払金口座振替変更届」も併せて提出してください。

また、取扱食材区分の変更や追加があるときは、営業許可書の写しが必要となる場合があるため、教育委員会にお問い合わせください。

変更申請書の提出方法は「2.2 申請方法」と同様です。

なお、電子申請する場合は、以下の URL 及び二次元バーコードからの申請をお願いします。

URL : <https://logoform.jp/form/Y4gR/603730>

二次元バーコード :



4.5 登録の更新

初回の登録有効期間満了後、継続して学校給食用物資の納入を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となります。

4.6 登録の取消（事業者から申し出る場合）

登録有効期間中に、登録に係る営業を廃止する等の理由により、登録を取り消しする場合は、「杉並区立学校給食用物資納入事業者登録取消申請書（第4号様式）」を提出してください。

取消時の申請も提出方法は「2.2 申請方法」と同様です。

なお、電子申請する場合は、以下の URL 及び二次元バーコードからの申請をお願いします。

URL : <https://logoform.jp/form/Y4gR/603783>

二次元バーコード :



4.7 登録の取消（区が通知を出す場合）

登録期間中に以下のような事由のいずれかに該当した場合は、「杉並区立学校給食用物資納入事業者登録取消通知書（第5号様式）」により、物資納入事業者としての登録を取り消す場合があります。

- ① 学校給食の健全な運営を損なう場合
- ② 「1.3 登録要件」に記載の要件を満たさなくなった場合
- ③ 納入事業者として適格性を有しないと判断した場合
- ④ 登録申請の内容につき、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

5. その他

5.1 各種検査時に陽性となった場合の対応

登録期間中に検体検査及び衛生検査等において陽性となってしまった場合には、直ちにその旨を教育委員会事務局学務課へ連絡し、対応を協議してください。

5.2 担当・問い合わせ先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区教育委員会事務局 学務課保健給食係

電話：03-3312-2111（内線1636）